

第 21 期第 1 0 回山口県内水面漁場管理委員会
議 事 録

令和 5 年 1 0 月 1 6 日

山口県内水面漁場管理委員会

第21期第2回公聴会及び山口県内水面漁場管理委員会第10回議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和5年10月16日（月） 午後2時
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和5年10月6日（金）
発した日
- 5 公聴会において意見を聴こうとする項目
ア 内水面共同漁業の山口県内水面漁場計画について（知事諮問）
イ 山口県内水面漁業振興計画（案）について（知事諮問）
- 6 出席者
（委員：9名）
酒井 治己、米村 義信、岩本 憲慈、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、山本 美子、船崎 美智子、渡邊 毅
（県及び事務局）
農林水産部水産振興課
生産振興班 主幹 木嶋 久登
主任 森岡 理恵子
漁業調整取締班 主査 吉中 強
主査 土井 健一
岩国・柳井・周南農林水産事務所 主査 小柳 隆文
山口・美祢農林水産事務所 主査 田中 全
萩・長門農林水産事務所 主任技師 岡本 訓明
下関水産振興局 主任 神尾 豊
山口県内水面漁場管理委員会事務局 事務局長 向井 秀
書記 枝廣 直樹
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
向井 事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(14:00 終了)

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年10月16日（月） 午後2時
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を 令和5年10月6日（金）
発した日

5 通知した議題

(1) 議題

- 第1号議案 内水面区画漁業の免許について（知事諮問）
- 第2号議案 内水面共同漁業の山口県内水面漁場計画について（知事諮問）
- 第3号議案 山口県内水面漁業振興計画（案）について（知事諮問）

(2) その他（報告事項）

なし。

6 出席者

（委員：9名）

酒井 治己、米村 義信、岩本 憲慈、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、山本 美子、船崎 美智子、渡邊 毅

（県及び事務局）

農林水産部水産振興課

生産振興班

主幹 木嶋 久登

主任 森岡 理恵子

漁業調整取締班

主査 吉中 強

主査 土井 健一

岩国・柳井・周南農林水産事務所

主査 小柳 隆文

山口・美祢農林水産事務所

主査 田中 全

萩・長門農林水産事務所

主任技師 岡本 訓明

下関水産振興局

主任 神尾 豊

山口県内水面漁場管理委員会事務局

事務局長 向井 秀

書記 枝廣 直樹

7 付議事項及び審議結果

(1) 議案

- 第1号議案 内水面区画漁業の免許について（知事諮問）

【結果】原案のとおりで適当である旨回答することが決定された。

第2号議案 内水面共同漁業の山口県内水面漁場計画について（知事諮問）

【結果】原案のとおりで適当である旨回答することが決定された。

第3号議案 山口県内水面漁業振興計画（案）について（知事諮問）

【結果】原案のとおりで適当である旨回答することが決定された。

(2) その他（報告事項）

○増殖目標量の考え方の見直しについて

あゆの増殖目標量の考え方の見直しの内容について水産振興課が説明した。

8 傍聴人 なし

9 審議の概要

向井事務局長 ただ今から、第21期第10回山口県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、委員定数10名のうち9名の委員に御出席をいただいております。

漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いいたします。

酒井会長 本日は多忙な折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。本日の委員会は議題が知事からの諮問の3件と、漁業権の切替を契機に、増殖目標量の考え方を現下の情勢に沿った内容に見直そうということで事務局から見直し案が示されておりますので、どうぞよろしく御審議のほどをお願いします。

はなはだ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

向井事務局長 ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思いますが、当内水面漁場管理委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以後の進行は酒井会長にお願い致します。

酒井会長 議事に先立ちまして、まずは、議事録署名人を指名したいと思います。今回は、板垣委員と吉岡委員にお願いしたいと思います。よろしくお

願いいたします。

それでは議事に入ります。第1号議案「区画漁業権の免許について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

枝廣書記

事務局の枝廣です。

資料の1ページをお開きください。

令和5年10月6日付で、山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされています。

詳細については、水産振興課から説明します。

土井主査

水産振興課の土井です。着座にて説明いたします。

2ページをお開きください。内水面区画漁業権免許予定一覧表を掲載しています。

前回の7月の管理委員会で内水面漁場計画として諮ったものです。

内水面漁場計画の公示に基づいて、令和5年8月17日付で山口市と宇部市から申請がありました。

表の中にありますように、内水面漁場計画との相違はありませんでした。また、適格性の有無も確認し、問題はありませんでした。

3ページの免許の内容に移ります。

内区第1号ですが、山口市から申請されています。

第2種区画漁業で、あまご養殖業、漁業の時期は周年、漁場の位置は山口市大原湖、漁場の区域はそこに記載されているとおりAとBを結んだ線とCとDを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域です。

4ページに漁場図を記載しています。

3ページに戻っていただいて、内区第2号ですが、宇部市から申請されています。

第2種区画漁業でうなぎ、わかさぎ養殖業、漁業の時期は周年、漁場の位置は宇部市小野湖です。

漁場の区域は、AとBを結んだ線、CとDを結んだ線、EとFを結んだ線及び満水位の陸岸によって囲まれた区域となります。

5ページに漁場図を添付しています。

前回7月の時も説明しましたが、下関市の豊田湖は要望が出ていませんので、免許もありません。

以上で説明を終わります。

酒井会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご意見はありますか。

よろしいですか。

それでは、第1号議案について、「適当である」との答申をすることとしてよろしいでしょうか。

酒井会長 はい、では、異議なしと認めます。第1号議案については、「適当である」旨の答申をすることとします。

 ありがとうございました。

 次に第2号議案「内水面共同漁業の山口県内水面漁場計画について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 それでは、お手元の資料の6ページをお開きください。

 令和5年10月6日付で山口県知事から当委員会会長あてに諮問がなされています。

 詳細については、水産振興課から説明します。

土井主査 引き続いて、水産振興課の土井が説明します。

 7ページをご覧ください。

 内水面共同漁業権漁場計画総括表を掲載しています。

 前回の委員会では、内水面の区画漁業権の漁場計画について諮問させていただきました。

 今回は、内水面の共同漁業権の漁場計画の諮問になります。

 7ページの一番上のところが、仮内共第2号で、関係する漁協は錦川漁協、玖北漁協、三須漁協となります。

 水系は錦川水系、漁業種類は第5種共同漁業ということで従来どおりです。

 漁業の名称は、あゆ、うなぎ、かに、こい、はや、ふな及びます漁業です。

 漁業の時期は、1月1日から12月31日までです。

 漁場の位置は、岩国市及び周南市地先の錦川及びその支流となります。

 漁場の区域は、現内共第3号と同じ区域となっています。

 関係地区は、現行と同様。免許期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までです。

 仮内共第2号については、従来どおりで要望が上がっています。

 漁場図については、別冊にあります。

 仮内共第2号については、3ページに亘って漁場図を添付しています。

 また、元の資料に戻ってください。

 仮内共第3号に移ります。

 関係する漁協は、三須漁協で、水系は錦川水系となります。

 漁業種類は、第5種共同漁業ということで、あゆ、うなぎ、かに、ますについて従来どおりで要望が上がっています。

 漁業の時期は、先ほどと同じです。

 漁場の位置は、周南市及び下松市地先の錦川及びその支流です。

漁場の区域は、現内共第4号と同じです。

関係地区も従来どおりです。免許期間は、先ほどと同じです。

漁場図は、参考漁場図にあります。従来と変わっていません。

引き続き7ページの仮内共第4号について説明します。

関係する漁協は、錦川上流漁協、水系は錦川水系です。

漁業種類は、第5種共同漁業で、あゆ、うなぎ、こい、はや、ますで、従来どおりの要望となっています。

漁場の位置は、周南市地先の錦川及びその支流、漁場の区域は、現内共第5号と同じです。

関係地区も同様となっています。

次に仮内共第5号です。関係する漁協は、島田川内水面漁協、水系は島田川水系になります。

漁業種類は、第5種共同漁業で、あゆ、うなぎ、かに、こいということで、この度、はや、ふな及びますを削除する要望が上がっています。

漁場の位置は、光市、周南市、岩国市及び柳井市地先の島田川及びその支流です。

漁場の区域は、現内共第6号と同じで、関係地区も同じです。

8ページに移ります。

仮内共第6号、関係する漁協は、佐波川漁協、佐波川水系で漁業種類は第5種共同漁業で、あゆ、うなぎ、かに、こい、はや、ふな及びますで、従来どおりで要望が上がっています。

漁場の位置については、防府市、山口市及び周南市地先の佐波川及びその支流です。

漁場の区域は、現内共第7号と同じ区域です。関係地区も現行と同じです。

続きまして、仮内共第7号で、榎野川漁協で、榎野川水系になります。

第5種共同漁業で、あゆ、うなぎ、かに、こい、はや、ふな及びますで、従来どおりで要望が上がっています。

漁場の位置については、山口市及び宇部市地先の榎野川及びその支流です。

漁場の区域は、現内共第8号と同じ区域です。関係地区も現行と同じです。

引き続き仮内共第8号で、これも榎野川漁協で、榎野川水系になります。

これについては、第1種共同漁業になります。

漁業の名称は、あおのりとしじみです。漁業の時期は、あおのりが1月1日から翌年5月31日まで、しじみについては、1月1日から12月31日までの周年となっています。

漁場の位置は、山口市地先の榎野川及びその支流、漁場の区域は現内共第9号と同じです。関係地区も従来と同じです。

続きまして、仮内共第9号、厚狭川漁協で厚狭川水系になります。

第5種共同漁業で、あゆ、うなぎ、かに、こい、はや及びふなで従来どおりの要望が上がっています。

漁場の位置は、山陽小野田市及び美祢市地先の厚狭川及びその支流です。

漁場の区域は、現行の内共第10号と同じ区域です。関係地区も従来と同じです。

次に9ページに移ります。

仮内共第10号で、これも厚狭川漁協で厚狭川水系になります。

漁業の種類は、第1種共同漁業で、しじみ漁業です。

漁場の位置は、山陽小野田市地先の厚狭川及びその支流となります。

漁場の区域は、現内共第11号と同じ区域です。関係地区も従来どおりです。

続きまして、仮内共第11号、吉田川漁協で木屋川水系になります。

漁業種類は、第5種共同漁業で、あゆ、うなぎ、かに、こい、はや、ふな及びますで、従来どおりの要望が上がっています。

漁場の位置については、下関市及び美祢市地先の木屋川及びその支流となります。

漁場の区域は、現内共第12号と同じ区域です。関係地区も従来どおりです。

続いて、仮内共第12号、吉田川漁協で木屋川水系になります。

漁業種類は、第1種共同漁業で、しじみ漁業です。

漁場の位置については、下関市地先の木屋川及びその支流です。漁場の区域は、現内共第13号と同じ区域です。関係地区も従来どおりです。

続いて仮内共第13号、粟野川漁協で粟野川水系になります。

漁業の名称は、あゆ、うなぎ、かに、こい及びはやで、要望が上がっています。

漁場の位置は、下関市豊北町及び豊田町地先の粟野川及びその支流になります。

漁場の区域は、現内共第14号と同じ区域です。関係地区も従来どおりです。

資料の10ページをお願いします。

仮内共第14号、深川川漁協で、深川川水系になります。

第5種共同漁業で、あゆ、うなぎ、かに及びはやで、従来どおりで要望が上がっています。

漁場の位置は、長門市地先の深川川及びその支流です。

漁場の区域は、現内共第16号と同じです。関係地区も従来どおりです。

続きまして、仮内共第15号、阿武川漁協で、阿武川水系になります。

あゆ、うなぎ、かに、はや及びます漁業で、従来どおりで要望が上が

っています。

漁場の位置は、萩市及び山口市地先の阿武川及びその支流です。

漁場の区域は、現内共第17号と同じです。関係地区も従来どおりです。

続いて、仮内共第16号、大井川漁協で、大井川水系になります。

第5種共同漁業で、あゆ、うなぎ、かに及びはやで、従来どおりで要望が上がっています。

漁場の位置は、萩市及び阿武郡阿武町地先の大井川及びその支流です。

漁場の区域は、現内共第18号と同じです。関係地区も従来どおりです。

最後に仮内共第17号、田万川漁協で田万川水系になります。

第5種共同漁業で、あゆ、うなぎ、かに及びますで、従来どおりで要望が上がっています。

漁場の位置は、萩市地先の田万川及びその支流です。

漁場の区域は、現内共第19号と同じです。関係地区も従来どおりです。

現内共第15号の粟野川のしじみ漁業の漁場計画要望は、提出されませんでした。

次に11ページをご覧ください。

内水面共同漁業権切替えスケジュールです。

昨年7月に実態調査を行い、漁協、市町からヒヤリングを行いました。

今年の5月に漁業権切替方針を策定し、6月に漁場計画要望を提出してもらいました。

7月に関係機関と公益調整を行うとともに、利害関係人の意見聴取を1カ月間実施しました。

9月、10月に免許事務等の説明会を実施しました。

今日、漁場計画について内水面漁場管理委員会に諮問させていただいております。

この後の計画ですが、漁場計画の公示です。今日、問題がなければ10月の末に公示する予定です。

漁協においては、行使規則、遊漁規則及び発展計画の作成をしていただき、漁協の臨時総会、総代会に諮っていただく形になります。

免許申請期間は、来年の1月1日から2月上旬を予定しています。

2月中旬から3月にかけて、適格性の審査を行い、内水面漁場管理委員会に免許の諮問を行う予定です。

その後、4月1日に免許を行う予定です。

以上で説明を終了します。

酒井会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご意見はありますか。

米村副会長 深川川漁協は、解散という話を聞いているのですが、どうなのですか。説明をお願いします。

土井主査 今、確認しているところでは、組合長さんになる人を探している状況ということで、正式に解散が決定している状態ではないということです。このため、漁場計画はそのまま樹立しております。

米村副会長 はい、分かりました。

酒井会長 よろしいですか。他にご質問等ありますか。
ないようであれば、第2号議案も適当である旨答申をしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 それでは、第2号議案については、「適当である」旨の答申をすることとします。

続いて、第3号議案「山口県内水面漁業振興計画（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 資料の12ページをお開きください。

10月12日付で、当委員会会長あてに諮問がされています。
詳細については、水産振興課からお願いします。

森岡主任 水産振興課の森岡です。着座にてご説明します。

13ページをご覧ください。

内水面漁業の振興に関する法律に係る県計画についてです。

まず、概要を説明します。

内水面漁業の振興に関する法律が平成26年に議員立法により制定されました。

この法は、内水面漁業に関する基本理念、責務及び推進すべき施策を規定しています。

県計画の位置付けですが、法第10条に都道府県計画の策定が努力義務として規定されています。

山口県は、計画を定めています。

県の計画がどのような内容かですが、資料13ページの中段の表で説明します。

国では、基本方針を定めておりまして、5つの大項目から構成されています。

こちらは、令和4年7月に見直しがされています。

内水面漁業に対する施策を踏まえて、概ね5年ごとに方針の見直しがされています。

国が定めている5つの項目は、お示ししているとおおり、振興に関する基本的方向、水産資源の回復に関する基本的事項、漁場環境の再生に関する基本的事項、漁業の健全な発展に関する基本的事項、その他の振興に関する重要事項ということで策定されています。

山口県の計画においても、本県の社会的背景を踏まえて、国の方針に沿って計画を策定しています。

山口県では、令和元年に第2期の計画を策定したところですが、当該計画は令和5年度で終了することから、この度、第3期の県計画を策定するものです。

内水面漁場管理委員会の資料の14ページから18ページに新旧対照表を添付していますが、説明は、第三期山口県内水面漁業振興計画（案）により説明したいと思います。

では、県計画の具体的内容について説明します。

1ページをご覧ください。

県計画の基本的な考え方ですが、先ほど説明したとおおり、山口県の内水面漁業を取り巻く状況を踏まえて、5年ごとに策定しています。

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までとしています。

2ページをご覧ください。

具体的な内容について、一つ一つ説明します。

変更している部分は、アンダーラインを引いております。

まず、(1)内水面水産資源の回復に関する施策ということで、①冷水病に強い県内河川産のあゆ種苗の安定供給です。

県では、県内河川産の種苗放流を行うため、平成23年から冷水病に強い優良系統の調査研究を実施してきました。

調査の結果を踏まえて、平成30年から錦川のあゆを使った種苗生産を本格的に始動しました。

今後も健全な放流種苗の生産、供給を実施して行きます。

②内水面有用資源の増殖対策の推進です。

ア あゆの増殖対策です。天然あゆの生息域、放流あゆの占める割合などの河川の漁場特性を把握するとともに、調査の結果に基づいてあゆの増殖手法を検討し、漁協に対して産卵場造成の手法や産卵状況の確認等の増殖手法の普及指導を図って行きます。

イ まず類増殖対策です。近年、ニーズが高まっているます類については、在来資源の増殖、保護の試験研究を行って、得られた成果を内水面漁協に普及、指導することで、魅力ある溪流漁場づくりを行い、内水面漁協の経営健全化を推進します。

令和4年度には、山口県版の人工産卵場のマニュアルを作成し、漁協

に示しております。

今後も得られた成果について、内水面漁協に普及して行きます。

ウ もくずがにの増殖対策です。もくずがにに資源の増大を図るため、内水面漁協が行う中間育成等の増殖対策の取組に対し、技術的な指導を行って歩留まりの向上を図り、増殖対策を推進して行きます。

エ その他重要な魚種の増殖対策です。新たな知見等があれば、それを踏まえて技術指導等を行ってまいります。

③食害動物対策の推進です。

ア カワウ対策です。全国的に問題となっているカワウについては、驚異的な潜水能力、大量に食害すること、広域的な移動などにより全国で被害が生じています。

カワウの個体数を減らして漁業被害を抑えるために、漁業者が行っている追い払い等を計画的に支援して行きます。

イ 外来魚対策です。ブラックバスやブルーギルの食害被害を軽減するために、内水面漁連が行う外来魚の駆除や買取を継続的に支援して行きます。

④水産資源に係る伝染病疾病の予防等です。

ア 冷水病、エドワジエラ・イクタルリ感染症の蔓延防止措置についてです。

冷水病対策として有効な対策は、冷水病菌を保菌しているあゆを放流しないことです。そのために、県では漁協が放流するあゆを事前に検査して病気を持っていないことを確認して放流するよう指導しています。

イ コイヘルペスウイルス（KHV）病の蔓延防止措置についてです。

KHV病の蔓延防止を図るために、養鯉業者を対象としたモニタリングを実施するとともに、必要な防疫指導を行います。

ウ その他重大な影響を与える疾病の蔓延防止措置についてです。

その他重大な影響を与える疾病の蔓延防止を図るため、関係者に対して疾病に関する知識と情報の普及、啓発を図り、疾病の早期発見と予防に努めます。

（２）内水面における漁場環境の再生に関する施策です。

①水産資源の生育に資する水質の確保です。

生活排水については、市町が対策の実質的な主体となっていることから、県は、環境部局や土木建築部局と連携して生活排水の浄化対策の総合調整を実施しています。

事業排水については、県及び政令指定都市が事業所の規模に応じて水質を調査して水質汚濁防止法等の遵守を指導します。

４ページをご覧ください。

②水産資源の生育に資する水量の確保です。

水産資源の生育等に資する水量が維持されるよう、関係機関等との調整に努めるとともに、継続的な状況把握に努めます。

③森林の整備及び保全です。

森林には、雨が降れば土壌に貯め込んで、川の水量を平準化して洪水を抑える機能があるといわれています。

この森林の機能を発揮するために、造林補助事業や森林づくりの県民税関連事業により間伐や主伐後の再造林など、適切な森林の整備を推進します。

④水産資源の生育に資する施設の整備です。

河川横断施設について要望がされた際には、関係機関と協議しながら対応を検討して行きます。

河川管理者等が魚道を整備する際には、水産研究センターの知見等を活用して助言を行います。

⑤自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進です。

河川整備に当たっては、関係機関と協議しながら自然との共生及び環境に配慮した整備を推進して行きます。

(3) 内水面漁業の健全な発展に関する施策です。

①養殖業の振興です。

養殖業の振興は第2期の計画では、(2)内水面における漁場環境の再生に関する施策に入れられていましたが、(3)内水面漁業の健全な発展に関する施策の中に入れての方が適当であるため、この項目の中に入れていきます。

陸上養殖が届出養殖業に位置付けられたことから、実態把握に努める内容を追加しております。

5ページの②多面的機能の発揮に資する取組の支援等です。

水産多面的機能発揮対策事業等を活用して、内水面の生態系の維持、保全に係る取組を行います。

③森、里、川、海のつながりを重視した取組の推進です。

上流域の森林から下流域の海に至る流域全体を捉えて、流域住民、事業者、関係漁業者が連携しながら地域の実情に応じた特色ある流域づくりを進めて行きます。

④県民の理解と関心の増進です。

県民が水辺への親しみを深め、河川環境や内水面漁業への理解と関心が高まるよう、内水面漁協が実施している稚魚の放流や産卵場造成などの活動や役割について県民への情報発信に努めるとともに、川辺での県民の自然との触れ合いを促進します。

(4) その他の内水面漁業の振興に関する施策です。

持続的な漁場管理体制の構築ということで、国の方針に当該項目が追加されたことから当該項目を追加しています。

放流に頼らない増殖やICTを活用した漁場監視を推進します。

既にいくつかの漁協で電子遊漁券を導入しています。

今後も効率的な漁場監視の強化を推進して行きます。

説明は以上になります。

酒井会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご意見はありますか。

村田委員 前回の内水面振興の時も出ていたのですが、漁協の売り上げの総額と遊漁者が遊んで落として行く金額、実際には明確なデータはないのですが、遊漁者が落として行くお金は漁協へ納めている額の何十倍もあると思うのですよね。

竿代があつたり、服代があつたり、ガソリン代があつたり、駐車場代、飲食、宿泊代等色々な全ての金額を含めると、例えば錦川へ全国から1,000人、来るとすると、その人達の使っているお金は膨大な額になると思います。

そういう観点もぼちぼち必要じゃないかと思います。

以上です。

酒井会長 ご質問というよりご意見ですね。
大きな経済効果があるでしょうね。

村田委員 組合に入るお金の何十倍もあると思います。
その川であゆ釣りができるということで、その売り上げが生じてくる訳です。

メーカーの竿やウェア類の売り上げは、何十億円もある訳です。

酒井会長 行政も内水面の漁協の活動をちゃんと支えなければダメですよという話ですね。

地域にお金が落ちるという話ですよ。

村田委員 川を増殖目標で管理して行くことは大事なことです、実際に日本の経済を動かしているという観点からみますと、遊漁のお金は莫大なものがあります。

ダイワ、シマノの売り上げが何千億円あるわけですから。

あゆ釣り道具だけでも何百億円、それに交通費、ホテル等もあるわけです。

年間20回釣行する人は県外にも必ず行きます。

私も今年和歌山に行きましたが、それだけで10万円以上かかるわけです。

その他を含めると1回の釣行で20万円以上使っている訳です。それらを合わせるとべらぼうな額になります。

その川にあゆがいるからその川に行く訳で、ここでやってみたいなということで、そこにお金を落とすに行く訳です。

米村副会長 漁協関係に関するものと地元に関係する経済効果をくっつけるというのは難しいのですよね。

村田委員 いや、漁協に求めている訳ではありません。

米村副会長 釣り具メーカーさんが、漁協に対して何らかの補助的なものを与えていただくとか

そういうことをしていただけると助かります。

まとめ役がないものですから。行政がまとめ役をしていただいて、支援をいただければ、各漁協も恩恵があると思います。

酒井会長 日釣振も相当大きな組織ですよ。お金がどれくらい動いているかわかりませんが、そこに釣具業界がお金を出している訳ですよ。

むしろ、そっちの側から政治家を使って内水面の漁業を大事にしろ、金も出すからと言う方がいいんじゃないかと思います。

内水面漁業をやっている人達は、要望しても無視される。

むしろ逆にお願いしたいくらいです。

米村副会長 極端なところ、水産庁が主体となって働きかけをするという形でないと無理ですよ。

酒井会長 国会議員が動けば、結構動くと思いますよ。

村田委員 全部、政治が動かなければ何もできませんから。

酒井会長 それは、この委員会の話ではありませんね。
他にご質問等ありませんか。

岩本委員 4ページの2番ですが、水量の確保を具体的に説明していただけますか。

酒井会長 具体的にということですが。

米村副会長 これも一部関係していると思いますが、例えば、錦川の場合、菅野ダムという大きなダムがある訳です。

先日調べていただいたのですが、訳が分からなくなっています。

漁協の認識としては、臥竜橋の測候所があるのですが、そこが菅野ダムの観測所になっていまして、通称菅野ダム協定ということで1日300トン以上流すという協定があるはずなのですが、県に聞いても市

に聞いても分かりませんということでした。

おかしいということで、色々調べています。

そういう決めごとがあれば教えて欲しい。

去年は、湧水がひどくて通常であれば、周南地区の工業用水の取水制限をするのが本当なのですが、それは全く行わず、錦川本流に流している水をどんどん少なくしました。

河川に変な藻が生えたりして、あゆの棲息環境が悪化しました。

雨も降らなかったこともあるのですが、通常であれば下ってから産卵するところが、上流で産卵しました。

上流で産卵するということは、海までの距離が長くなって仔魚が死滅してしまうという悪影響がものすごく出るわけです。

そのあたりは、ちゃんとした取り決めが機能するようにしておく必要があります。

今年も、東部地区はあまり雨が降りません。

この状態で行けば、昨年と同じ結果になってしまう懸念があります。

水量の確保は非常に大事なことです。

悪いことに平瀬ダムが一応完成間近で、湛水試験を行っています。

先日、文句を言いに行ったら、菅野ダムが流す量だけ流していますということでした。

管理体制を菅野ダムから平瀬ダムに移管しましたということでしたが、詳細が全然決められていません。

そのあたりの協議が必要と考えています。

菅野ダムが放水すれば、通報があった訳ですが、生見川ダムはありませんでしたので通報するようにさせました。

生見川ダムと菅野ダムの放水時間帯が違う訳ですが、生見川ダムは小型のダムということで放水を早くしてしまう。

そういうことになるとサイレンとか広報活動が間に合わないため、急に増水したということで釣り人が危険になる事例もありました。

そのあたりを十分管理して行かないと安心、安全と言う面からも問題です。

漁協から言わせてもらおうと、水量はあゆの生育に大きな影響を及ぼします。

ある程度の取り決めをしておく必要があると思っています。

これは、意見です。

酒井会長

少なくとも事務局から関係機関等とありますが、具体的な機関をお答えいただきたいと思います。

岩本委員

内水面における漁場環境の再生に関する施策の②と③は関連があると思います。

ご存じですかね、白滝山と言う山があります。
そこに、今風力発電をやる計画がある訳です。
設置する際には、山の再開発をする訳です。その場合、今は常緑落葉樹があつて水が涵養されている訳ですが、それらを全部切り倒して開発する訳です。
そうすると水が枯渇してしまう懸念があります。
直接漁場管理委員会には関係がないと思いますが、環境アセスをする際にはこういう点を考えていただきたい。

米村副会長 海洋風力発電も内水面振興大会で問題にされていました。
海洋風力発電は、通常、海の漁業関係者の問題ですが、河川も全く関係ないわけではなくて、あゆも海から川へ遡上します。
特に北陸では、さけの関係があります。遡上に影響を及ぼすということで、内水面の漁業関係者も協議会の中に入れて審議するという方向で進んでいます。
風力発電も環境破壊につながります。
開発業務は県の業務にもなりますので、漁協も参加しながらやって行く方向にしていいただけたらと思います。

酒井会長 ちょっと話が散漫になりました。
まずは、一番最初のご質問、関係機関を明らかにしないとこちらも考え方を整理できません。
それは、ちょっと答えていただきたい。

森岡主任 国であれば、中国四国整備局、県であれば、河川課となります。
森林の整備であれば、森林整備課や森林企画課となります。

酒井会長 農業もありますね。
そういう調整の上で、こちらの要望が通るかという話ですね。
雨が降らなければどうにもなりません。

岩本委員 誤解があつてはいけませんが、栗野川漁協が風力発電に反対という訳ではありません。
環境アセスできちんと調査してもらった上で、事業を実施して欲しいということです。

酒井会長 私は、太陽光発電よりは、風力発電の方がよいと思っています。
海上の風力発電は、秋田県沖とか山形県沖ですが、造る時は漁業補償とかありますが、一旦造ると儲けは全て電力会社になります。
その方が、問題が大きい。恒常的に海を使用しているということで、

県なりに金が落ちてその金をどう使うかということならよいと思います。

当然、造る時に委員会、公聴会にかけるのは当然なので、後の金の問題がどうなのかと思います。

米村副会長　うちのところも太陽光発電所ができたのですが、いつの間にか中国人の所有に代わってしまいました。
これは、問題だなあと思っています。

酒井会長　山口県でゴルフ場がたくさんつぶれているでしょう。
ゴルフ場に太陽光パネルが設置されています。それを使って誰が儲けているのかと思います。
あれは、県も把握していないと大変なことになります。
話を戻します。
河川課や森林企画課等の部署との調整が必要であるということでしょうか。

船崎委員　追加でよろしいでしょうか。
私は、国土利用計画の委員でもあり、事業評価委員も務めていますが、その会議で出るのが、事業が終了した後どうするのかということです。
メリットのある人達は、ぜひ、横の連携を取っていただきたい。
シロートの私でもおかしいと思います。今の水量の話とか森、川、里、海がつながるとい活動を榎野川でやってみてそこはすごく実感しています。
広葉樹がないとあゆも育たないし、干潟も豊かにならないというのは、20年活動してきてすごく感じています。
ぜひ連携して、審議会の内容とかと併せて検討していただいたらうれしいです。

酒井会長　地元からそういう意見がどんどん出てこないといけませんね。
これまでは、政府が太陽光をやれと補助金出していましたからね。
まあ、多少のことは目をつぶってやってきたと思います。
目をつぶれないよということを全国的に盛り上げていかなければいけないのでしょね。

米村副会長　うちのところは、色々揉めた中で、許可が下りました。
やはり、環境アセスメントは大事なことです。
今、木の値段が安いので、ケーブルで搬出する方式ですと山の木を売っても利益が出ない。
バックホウなどを使用すれば、利益が出るということで、悪い業者に

なりますとそのままやりっぱなしにする。

やまめとかあまごの生息域に土砂が直に流れて来る。

それで、漁場にならないところがあちこちできているのが現状です。

東部地区の農林水産関係の協議会があった際に、そのことを言いましたら、開発許可が下りないと開発ができないという規制が改めてできたようなのです。

そこで、やった後の対応をどうするのだという協議ができるようになったと聞いています。

環境破壊はあちこちで進んでいますので、県もそんなことがあるのですかと他人ごとのような話をするものですから、怒ったのですが、監視体制が県にできていません。

酒井会長 いずれにせよ、いけいけどんどの時は、環境アセスだって本当に信用できるかということです。

いけいけどんどの時は、認可が下りてしまうと感じています。

この件について、さらにご質問ありませんか。

船崎委員 2ページのカワウ対策で実施してきた取組の成果ですが、どういう取組をして、どのような成果があったのですか。

もう1点が最後のページ、5ページの下線部分、新たに付け加えられた部分、ICTを活用した漁場監視、密漁対策が実際にどのように行われているか具体的に教えてください。

森岡主任 まず最初のカワウの件ですが、国はカワウ被害対策強化の考え方を示して、令和5年度末までにカワウの数を半減させるという目標を掲げましたが、駆除が難しく、目標の達成はできない状況です。

巣の中にドライアイスを入れて孵化できないようにするとか、狩猟で駆除するとかの取組をしてきましたが、目標達成は難しい状況です。

令和6年度以降も国が主導してカワウの被害を減らして行こうということで対策を練っているところです。

船崎委員 山口県では、成果はどうですか。

米村副会長 カワウの個体管理ということで、自然保護課が筆頭になってやったのですが、結果的にはなんにもならない。

船崎委員 でしょうね。却って増えている状況ですよ。

卵を落としたり他に場所を変えると話もありました。

だとすると、ここで成果を踏まえとあるのは、成果がないということじゃないかと思えます。

酒井会長 成果が出ていないことを踏まえてと記載するのが適当と思います。
それを土台に反省を加えて、これから先行しているところが新しい手法でも開発すればよいのですが。

米村副会長 これは、非常に難しいです。
できる範囲で支援をしていただきたいと思います。
県なり水産庁から予算が出て、カワウの買取とか、市町で別に補助金を出しているところもあります。
補助金の一本化は進んでいません。
カワウは、海に行つてあなごやかれい、とらぎすとかを食害します。
駆除をするには、鉄砲で打つしかない。
環境省、水産庁からのご指導をいただいて、そこの場所にカワウを定着させないようにテープを張ったり、ドローンで追い払ったりするのですが、追い払うだけでは次のところに移動するだけです。
そうすると駆除になるのですが、雛が死んでしまうとすぐ次の卵を産みます。
年に2～3回も抱卵します。そういう習性があるので、数が減りません。
山口県では、1漁協で100羽以上駆除しているところもありますが、予算がなくなって、それ以上駆除できないこともあります。
そういう状態なので、個体管理はまず不可能と思います。
とにかく減らそうという協議は、これからもやっけて行かなければなりません。
各地域でなくて、広域の連携。山口県だけでなく、中国地方全般とかですね。
そういうことで取組はいろいろやっているのですが、具体的な対策は、ほとんどないというのが現状です。

船崎委員 分かりました。成果がないからやろうということですね。
成果が出ているからそれをするのかなと思ったのですが、理解しました。

酒井会長 一度は、絶滅危惧種になっています。それで保護してこれだけになりました。
明治時代以降、川にもっと魚が居たのに減ってきてまして、おそらく人が食べていたのだと思います。
それ以外は、考えられません。
抜本的なことをしないと減らないと思います。

船崎委員 よく分かりました。ありがとうございます。

米村副会長 でも、カワウはおいしくありません。

船崎委員 食べたのですか。

米村副会長 全国的に言われています。脂濃くて匂いがあるそうです。

酒井会長 たぶん、料理の仕方の問題だと思います。
もうひとつICTはどうですか。

森岡主任 今やっているのが、電子遊漁券の導入です。

酒井会長 よく聞こえません。

森岡主任 電子遊漁券の導入です。
令和3年に榎野川漁協が県内で初めて導入し、昨年、佐波川漁協が導入しました。
今年度、玖北漁協が申請をしています。
手を上げる漁協があれば、支援をして行きます。

船崎委員 遊漁証を携帯で購入し、漁協に居ればその人が遊漁していることが分かるということですか。
紙の代わりがどんなものなのか知りたいのですが。

渡邊委員 どこにいるか特定できるものだと思います。

船崎委員 位置が分かるというものなのですね。
それを買わない場合は、紙媒体で購入するということですね。

渡邊委員 釣具屋とかで購入できます。

船崎委員 遊漁券を買わない人も分かれますか。

酒井会長 買わない人は分からないでしょう。
買った人は分かれますが。

渡邊委員 電波が届かないところは分かりません。密漁対策にはならないと思います。

米村副会長 一長一短があります。
例えば、私のところは、導入をしません。
というのは、監視体制もきちんとしていますし、組合員は把握できません。
実際に釣りをしている人が遊漁者か組合員かは現地に行かないと分かりません。
売り上げが3倍になったという漁協もあります。
私のところでは、24時間コンビニで何時でも買える体制にして、遊漁証を売っています。
良いところと悪いところがありますので、私のところは導入について様子見をしているところです。
補助金が150万円くらい出ています。
今、導入するところが増えているのは確かです。

酒井会長 人が減って、高齢化してICTと言われても何のことか分からない。
そんな簡単ではないと思います。
釣人が減ると、釣具業界も困るでしょうから、漁場管理体制の構築に協力したらよいと思います。
行政とどうやってタッグが組めるか分かりませんが。
今の説明でいいですか。

船崎委員 ICTを活用するということが具体的に分からなかったのですが、よく分かりました。

酒井会長 よろしいですか。
とりあえず、本件については異議なしということでよろしいですか。

-----異議なしの声-----

酒井会長 異議なしと認めます。第3号議案については、「適当である」旨の答申をすることとします。

本日の議題は以上です。次に、その他としまして「増殖目標量の考え方の見直しについて」、水産振興課から説明をお願いします。

土井主査 水産振興課の土井です。着座にて説明します。
資料の19ページをお開きください。
内水面の共同漁業権は、漁業権者である漁協が資源の増殖と漁場の維持管理を通じて内水面の資源的価値を高めることとうらはらに免許されています。
このため、漁協が計画的に資源の拡大的増殖を行う必要から、毎年、

内水面漁場管理委員会が増殖目標量を指示しています。

目標量の決定に際しては、増殖行為を行う上での基本的な考え方を示した「増殖目標量の考え方」に基づいているところです。

現在の増殖目標量の考え方を21ページに掲載しています。

見直しの背景ですが、第5種共同漁業権の本質は資源増殖であることから、委員会では概ね漁業権の切替え、10年間ごとに、現下の情勢に沿った内容とするために目標量の考え方の見直しを行っています。

今般、漁業権の切替えに際し、以下の新たな課題等を踏まえ、目標量の考え方について検討を加えました。

①近年蓄積された科学的知見、水研センターによる研究成果等を踏まえ、より効果的・効率的な増殖が行えるようにする。

②漁業権の切替えに係るヒアリング時に、様々なサイズのアユを放流して効果を試したいとの要望を踏まえ、漁業権者の自主性及び裁量に応じた放流を可能とする。

これらを踏まえた見直しの内容です。

あゆについては、大型種苗の有効性、漁場定着に優れる点や現場のヒアリング結果等を踏まえ、令和6年の増殖目標量に係るあゆ放流種苗については、4g以上10g以下の種苗放流を基本としつつ、「重量制限、10g～15g以下の種苗は放流量に0.5掛け、15g以上を超える種苗は増殖目標量に含めない」を試験的に撤廃し、効果等を確認します。

なお、令和7年の増殖目標量に係るあゆ放流種苗の取扱いについては、令和6年の結果等を踏まえて検討します。

その他の魚種については、従来どおりとします。

20ページをご覧ください。

増殖目標量の考え方に係る新旧対照表です。

原則4g以上10g以下の種苗の放流とします。

「10gを超える種苗を放流する場合は、その放流量、kgに0.5を乗じた数量を増殖目標量に含めることができる。ただし、15gを超える種苗の放流は増殖目標量に含めない」というところを今回外します。

なお、災害等による河川環境の著しい変化等で上記により難しい場合は、あらかじめ山口県内水面漁場管理委員会に協議するものとします。

「放流以外」として示している数量に係る換算方法は、以下のとおりとする。

①産卵場造成：m²あたり0.3kgに換算する。

②汲み上げ：汲み上げたあゆの実重量を換算値とする。

上記の「産卵場造成」及び「汲み上げ」により換算した数量は、目標量のうち30%以内について認める。

最後のところ、「遺伝的多様性の保全の観点から、在来個体群の繁殖保護に留意した種苗放流に努めること」については、令和4年の水産庁の技術的助言に合わせる形にしています。

10gの重量制限を撤廃するということが、今回の見直しの内容です。
問題がなければ、今後のスケジュールとして、委員会終了後、12月上旬にかけて「増殖目標量の考え方」の見直しについて内水面漁協に通知します。

それと併せて、令和5年の増殖実績、令和6年の増殖計画の調査をします。

12月の中旬頃に11回委員会を開催し、令和6年の増殖目標量を審議して、内水面漁協に通知したいと考えております。

以上で説明を終わります。

酒井会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

板垣委員 増殖目標量に対する放流量の割合です。
義務放流量について、山口県の考え方を知りたいのですが。
現在、種苗放流が70パーセント、産卵場造成等が30パーセントです。

佐波川では、昨年から放流場所を限定しています。種苗放流をしていないところの方が、釣果がいいのです。

天然遡上が確認できないところに重点的に種苗放流をしています。

増殖目標量に対する種苗放流を50パーセントにして欲しいのです。

また、個体数が増えて困っている魚種がありますが、漁業権のために義務放流として行う必要があるということで、県が相談に応じてくれません。

なんとか、受け入れて欲しい。その点についてどうですか。

土井主査 割合のところですが、ヒアリング時にもお伺いしています。

できるかという点、そこは調整が必要となります。

最終的に判断するのは、12月の管理委員会になると思います。

そこについては、すぐ回答できるものではありません。

増えすぎて困るという点ですが、そこは漁業権を行使しているかという点があります。

行使していないのであれば、漁業権はいらないということになります。

ふなとかは、必要ないということであれば、漁業権の内容から外す必要があります。

もうひとつあるのが、ふなとかについても産卵場造成とかが導入できるかもしれません。

板垣委員 だから、産卵場整備はきちんとやっています。

土井主査 それは、あゆでしょう。

今、ふなとか他の魚種の話です。

板垣委員 あまごも産卵場整備をしています。

土井主査 あまごも産卵場整備を認めています。
他の魚種では、種苗放流だけというものがあります。
そういう魚種についても、他の増殖手法を認めるのもありかなと思っています。
今回の見直しでは、一番重要なあゆについて、漁協の裁量を増やしたいということで見直しをしたということです。
大きいものを放流することで、尾数を減らすことができます。
佐波川漁協としては、放流サイズについて色々なサイズのものを試してみたいということを聞いていますので、できる部分は反映したいということで、今回見直しを提案させていただいています。

板垣委員 分かりました。

酒井会長 他にご質問はありますか。

吉中主査 補足になりますが、今回、重量制限の部分を令和6年については、試験的に外して、どういう効果が出てくるかを見た上で、令和7年はどうするかを決めて行きたいという考えでいます。
これから令和6年の増殖計画を漁協に出してもらおう訳ですが、実際、大型種苗をどれくらいまで入れることができるのか。
種苗生産は、榎野川漁協が行っていますので、そのキャパシティの調整が必要となってきます。
計画を出していただいで中で、榎野川漁協、栽培公社とも調整して行きたい。

米村副会長 今、天然遡上は少ないです。
成魚放流を実施したい漁協もあるようです。
広島県の太田川では、成魚放流を実施しています。
制限なしというのを6年度に実施してみて、その結果を確認するというのはとりあえずよいと思います。

酒井会長 ずいぶん前に大型種苗を放流したいということがありました。
その時の会長が、例えば5gを50匹放流する義務放流があった場合、10gを放流したいというのであれば、0.5をかけて100匹放流すべきと言われていました。
大型の種苗を放流して生残率がよいのであれば、倍の数量を放流する

必要はないと思います。

その当時の会長の強い意志で、匹数を倍にしろということだったので0.5を掛けた経緯があります。

撤廃して1年間様子を見てみましょうということですが、その成果について数値で出せとはいいいませんが、よく見極めて再来年以降に繋げていただきたい。

全量をそうしろということではありません。

米村副会長 採捕報告は、中々報告してくれない。

以前、ダムの調査のときに脂鱈をカットして調査したのですが、釣れていても報告してくれません。

渡邊委員 たくさん釣れていても全然釣れていないと平気で言いますからね。

米村副会長 あまごも釣れていても釣れていないと言います。

シーズンが終了した時に、今年は良かったとか言います。

酒井会長 そのあたりも日釣振で協力して欲しいですね。

他に質問ありますか。

よろしいでしょうか。

他に特になければ、本日の委員会は終了したいと思います。

(15 : 35 終了)

上記のとおり第21期第10回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人